

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和8年6月3日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州(受)第2500350号

厚生局事案番号 : 九州(厚)第2600004号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(請求期間当時は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和55年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年12月

請求期間において、A社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、賞与の年金記録がない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社は、請求者の請求期間に係る貸金台帳、源泉徴収簿等の資料は保管しておらず、請求期間に係る賞与の支給及び当該賞与からの厚生年金保険料の控除については、不明である旨回答している。

また、請求者が請求期間当時の住所地であったとするC市を管轄するC市市税事務所は、請求者の平成17年度(平成16年所得分)の住民税に関する資料について「該当者なし」と回答しており、同事務所の担当者は、データが確認できるのは基本的に5年以内である旨陳述している。

さらに、請求者が請求期間当時の賞与振込先であったとするD銀行は、預金に係る取引履歴の調査可能期間は過去10年間であるとしており、請求期間に係る取引履歴明細を得られない上、請求者は、請求期間に係る賞与明細書等を所持していない旨陳述していることから、請求者の請求期間に係る賞与の支給状況及び当該賞与からの厚生年金保険料の控除について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。